

富田林病院の譲渡等に関する基本協定書

富田林市（以下「甲」という。）と社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会（以下「乙」という。）は、富田林病院（大阪府富田林市向陽台一丁目3番36号 病床数300床）の譲渡等に関し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、富田林病院の譲渡等に関し、その円滑な引継ぎ及び譲渡後の医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院としての整備及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（手続事項）

第2条 本協定で定める事項のほか、富田林病院の譲渡に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

2 本協定において、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令等により、甲議会の議決及び社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会本部の承認（以下「議決等」という。）が必要な事項については、当該議決等を得た後にその効力が生じるものとする。

（法令等の遵守）

第3条 乙は、譲渡後の病院の整備、運営等の事業を進めるに当たり、医療法その他関係法令等を遵守しなければならない。

（財産の譲渡）

第4条 富田林病院の建物のうち大阪府の所有に属する部分について、甲はその所有権の取得に向けて大阪府と交渉のうえ、大阪府から所有権を取得するものとする。

2 甲は、富田林病院の建物（前項により所有権を取得した部分を含む。）及び物品の所有権（以下「建物等」という。）を、乙に無償で譲渡するものとする。この場合において、契約に必要な費用、登記費用その他譲渡に要する費用は、乙の負担とする。

（既存病院建物の改修）

第5条 既存の富田林病院の建物の改修については、第7条の新病院への建替

えが完了するまでの間、医療機能を維持するために必要最小限の範囲において、甲の補助金により行うものとする。

- 2 前項の補助金の交付に関しては、本協定に定めるもののほか、富田林市補助金等交付規則（昭和52年富田林市規則第8号）及び別に定める要綱（以下「規則等」という。）に定めるところによる。

（譲渡の理念及び条件）

- 第6条 乙は、富田林病院の現在（この協定書の締結の日をいう。以下同じ。）の所在地において、第4条第2項による建物等の譲り受けの日から富田林病院を引き継ぐ病院（以下「引継病院」という。）の運営を開始するものとする。
- 2 乙は、引継病院を、次条第1項の新病院の完全開業後39年以上運営するものとする。
- 3 乙は、引継病院の名称には、「富田林病院」の名称を使用しなければならない。
- 4 引継病院の経営は、第6項で定める政策的医療の実施を除き、乙の理念及び経営方針により行うものとする。
- 5 乙は、社会福祉法に基づく社会福祉法人^{恩賜財団}済生会の目的及び経営の原則等に基づき、今後とも安定的及び持続的な医療体制のもと良質な医療の提供を行っていくものとする。
- 6 乙は、一般急性期を基本に、引き続き甲の各種施策等への協力及び政策的医療（救急（小児含む。）医療、小児医療及び災害時医療）を積極的に提供するものとする。
- 7 乙は、第4条第2項の建物等の譲渡の日における富田林病院の診療科目を引継病院において継続して実施するものとする。
- 8 乙は、富田林市内居住者に対する分娩料を現行と同額とし、室料加算金については、全病棟を対象に現在の富田林病院の制度より更に軽減措置を講ずるものとする。
- 9 乙は、地域の医療機関との連携を緊密に行うものとする。
- 10 乙は、地域住民に信頼される病院運営に努めるものとする。
- 11 甲及び乙は、意見交換等の協議を行う機会を年1回以上設けるものとする。

（病院の整備及び運営）

- 第7条 乙は、現在の富田林病院の所在地において、引継病院の運営のため、建替えにより、新病院を建設するものとする。
- 2 前項の建替えは、第4条第2項の建物等の譲渡後速やかに着手し、平成31年度中に一部供用開始ができるように努めるものとする。

3 乙は、新病院の建物、施設等（設計含む。）の瑕疵について全責任を負うものとする。

（整備及び進捗状況の確認等）

第8条 乙は、甲の求めに応じ、新病院の整備及び進捗状況を確認できる資料を提出するものとし、甲の現地確認について協力するものとする。

（土地の使用等）

第9条 甲は、別紙1記載の富田林病院の土地（富田林市向陽台一丁目32の一部）を、第4条第2項の建物等の譲渡の日から乙に無償で貸し付けるものとする。

2 前項の貸付方法、貸付期間等については、別途定める。

（新病院建設に関する補助金の交付）

第10条 甲は、第7条の新病院建設（建設費並びに建設に対しての既存の富田林病院の解体費用及び新規に取得する医療機器等の購入に関する費用等であって、別紙2に定める範囲のものを含む。）に対する財政支援として、総額63億円を限度として乙に補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、別紙2に定めるほか、第5条第2項の規定を準用する。

（補助金の返還）

第11条 甲は、乙が正当な理由なく本協定を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が判断したときは、前条第1項による補助金の交付の決定を取り消し、乙に対して既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

2 乙は、前項の規定により甲から補助金の返還の求めがあったときは、甲の指定する方法により補助金を返還しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、補助金の返還については、規則等に定めるものとする。

（政策的医療等への補助）

第12条 甲は、第10条の財政支援とは別に、救急診療事業及び患者送迎バス運行事業については、引き続き乙に補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、第5条第2項の規定を準用する。

(累積欠損金及び貸付金)

第13条 乙の累積欠損金及び甲から乙への貸付金については、別途定めるものとする。

(準備行為)

第14条 乙は、本協定を締結した後、第4条第2項の建物等の譲受けまでの間、自己の責任において必要な準備行為を行うものとする。

2 甲は、乙が前項の準備行為を円滑かつ確実に行うことができるよう、乙に必要な助言及び協力を行うものとする。

(本協定の解除等)

第15条 甲は、乙が運営する譲渡後の病院が健康保険法（大正11年法律第70号）第80条に規定する保険医療機関の指定の取消し等の重大な処分を受けたこと等により、病院の運営ができなくなったと甲が判断したときは、本協定を解除するものとする。

2 甲は、乙が正当な理由なく本協定を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が判断した場合において、第11条第2項により補助金の一部又は全部の返還を求めたにもかかわらず、なお乙が本協定を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めた場合には、本協定を解除することができる。

3 前2項の場合においては、乙は、第10条第1項により交付を受けた補助金の全部を甲に返還しなければならない。

4 第11条第2項及び第3項の規定は、前項の補助金の返還について準用する。

5 甲又は乙の一方が本協定の解除又は一部の変更を申し出た場合は、甲乙協議の上、本協定の解除又は一部の変更をすることができる。

6 甲は、第1項及び第2項の規定により、本協定の解除をした場合において、乙に損害が生じても、その賠償の責めは負わないものとする。

7 第5項の規定により、本協定の解除又は一部の変更をした場合において、甲又は乙に損害が生じた場合は、その取扱いについて甲乙協議するものとする。

(信義誠実の義務)

第16条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定書の各条項を履行しなければならない。

(その他)

第17条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から第7条で建設する新病院が医療施設として機能している期間の満了時までとする。

2 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この基本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月8日

甲 大阪府富田林市常盤町1番1号
富田林市

富田林市長 多田 利喜 ㊟

乙 大阪府大阪市中央区谷町7丁目4番15号
社会福祉法人 恩賜 済生会支部大阪府済生会
財団

支 部 長 岡 上 武 ㊟

別紙 2

整備費用等の補助金等

新病院整備に伴い必要な費用のうち、甲が乙に対して行う補助は以下のとおりとする。

1. 新病院整備費用補助金

①新病院の設計及び建設等に要する経費並びに新規に取得する医療機器等の購入費用

②健診センターの改修に要する費用

③新病院建設に係るCM（コンストラクションマネジメント）費用

①～③の合計額から国庫補助金等の額を控除した額の2分の1。

ただし、上限56億円。

なお、国庫補助金等が交付された場合は、交付された額の2分の1を上限56億円から控除する。

2. 新病院等の整備に伴い不要となった既存建物等の撤去費用。

（上限7億円）

3. 1. ①に係る医療機器等の購入については、新病院での使用を前提に、平成29年1月1日以降1の「新病院整備費用補助金」により甲の予算の範囲内において前倒して購入することを認める。

累積欠損金及び貸付金に関する覚書

富田林市（以下「甲」という。）と社会福祉法人^{恩賜}_{財団} 済生会支部大阪府済生会（以下「乙」という。）は、平成29年2月8日付けで締結した富田林病院の譲渡等に関する基本協定書（以下「協定書」という。）第13条に規定する累積欠損金、貸付金その他の事項について、次のとおり覚書を締結する。

なお、この覚書で使用する用語は、協定書で使用する用語の例による。

（累積欠損金の取り扱い）

第1条 累積欠損金の処理については、乙の責任とする。

（貸付金の返済）

第2条 甲は、乙に対し、新病院完全開業の前年度までの間は、病院運営資金として、毎年度当初に11億円を貸し付け、乙は、当該年度末に11億円を返済する。

2 甲は、乙に対し、新病院完全開業の年度から13年間は、病院運営資金として、毎年度当初にそれぞれ別表に掲げる額（前年度の貸付金から毎年度8千万円を減額した額）を貸し付け、乙は、当該年度末にその貸付金の全額を返済する。

3 前項の貸付金は、無利子とする。

4 協定書第15条の規定により、協定を解除した場合は、乙は貸付契約に基づき速やかに貸付金全額を甲に返済しなければならない。

（その他）

第3条 甲は、協定書及びこの覚書の規定に基づく補助金及び貸付金以外については負担しない。ただし、予測しがたい大規模災害等については別途甲乙協議する。

この覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月8日

甲 富田林市常盤町1番1号
富田林市

富田林市長 多田 利喜 ⑩

乙 大阪市中央区谷町7丁目4番15号
社会福祉法人 恩賜
財団 济生会支部大阪府济生会

支 部 長 岡 上 武 ⑩

別表（第2条関係）

新病院完全開業の前年度までの貸付元金は、11億円

区分	年度	貸付元金
第1回	新病院開業1年目の年度	10億2千万円
第2回	新病院開業2年目の年度	9億4千万円
第3回	新病院開業3年目の年度	8億6千万円
第4回	新病院開業4年目の年度	7億8千万円
第5回	新病院開業5年目の年度	7億円
第6回	新病院開業6年目の年度	6億2千万円
第7回	新病院開業7年目の年度	5億4千万円
第8回	新病院開業8年目の年度	4億6千万円
第9回	新病院開業9年目の年度	3億8千万円
第10回	新病院開業10年目の年度	3億円
第11回	新病院開業11年目の年度	2億2千万円
第12回	新病院開業12年目の年度	1億4千万円
第13回	新病院開業13年目の年度	6千万円

（備考）新病院開業14年目以降の年度の貸し付けは、行わないものとする。